

- (4) 発電設備のうち電気設備以外である電気工作物
- 3 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、第1項によるほか、発注者が確認を行うものとする。
- 4 低圧電路の絶縁状況の的確な監視が可能な装置（以下、絶縁監視装置という。）を有する事業場については、別紙「委託細目書」に定めるところにより、処置を行うものとする。

第3条（点検の頻度）

- 1 第2条第1項に定める受注者が定期的に行う点検内容は別紙「委託細目書」によるものとし、点検の頻度は次のとおりとする。
- (1) 月次点検 毎月1回以上（無停電）（設置・改造等の工事期間中は毎週1回以上）
※ただし、平成十五年経済産業省告示第二百四十九号第四条第七項及び第八項イに該当するものについては隔月1回以上、第九号に該当するものは三箇月に1回以上
- (2) 年次点検 毎年1回（全停電）
- (3) 臨時点検 必要の都度

第4条（委託料）

- 1 第2条第1項第1号から第3号に掲げる業務に対する委託料は、次のとおりとする。
- 月額委託料（ 円）（うち消費税及び地方消費税額 円）

第5条（支払条件等）

- 1 前条委託料の支払いは3箇月毎とし、受注者は、3箇月目の点検終了後に、発注者に対して請求を行い、発注者は、受注者からの適法な支払いの請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。
- 2 発注者の受注者に対する支払いは、原則として受注者の指定する金融機関に払い込むものとし、払込日をもって支払われたものとする。

第6条（連絡責任者等）

- 1 発注者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、この契約の履行に関して受注者と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。
- 2 発注者は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、ただちにその氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前各項に変更が生じた場合は、ただちに受注者に通知するものとする。
- 4 発注者は、連絡責任者又はその代務者を、受注者の行う保安管理業務に立ち合わせるものとする。
- 5 発注者は、需要設備の設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の場合、連絡責任者として第1種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有するものをあてるものとする。

第7条（発注者及び受注者の協力及び義務）

- 1 発注者は、受注者が保安管理業務の実施にあたり、受注者が報告、助言した事項又は受注者と協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとるものとする。
- 2 受注者は、保安管理業務を誠実に行うものとする。

第8条（受注者の業務の代行及び応援等）

- 1 受注者が病気又は発注者の承認した事由により、この契約の業務を行い難いときは、受注者の指定する者をもって代行させることができるものとする。
- 2 受注者及び代行者は、保安管理業務を行う際に資格を有する証を常に携帯し、発注者の求めに応じ提示することとする。ただし、緊急の場合は、この限りではない。
- 3 受注者は、受注者の事業所への連絡方法を書面をもって発注者に通知し、発注者は面接等により本人の確認を行うこととする。

第9条（記録の保存）

- 1 発注者は、受注者が実施し報告した保安管理業務の結果の記録（受注者の氏名を含む。）等を確認するとともに、発注者受注者双方において3年間保存するものとする。

第10条（損害賠償）

- 1 受注者の故意または過失により発注者に対して損害を与えた場合は、受注者は損害賠償の責任を負うものとする。ただし、受注者の責に帰することのできない事由によるときはこの限りではない。

第11条（履行遅滞等）

- 1 受注者の責めに帰する理由により、契約期間内に契約業務を完了することができない場合において、契約期間満了後、相当の期間内に完了する見込みがあると認めるときは、発注者は違約金を付して契約期間を延長することができる。
- 2 前項の違約金は、契約業務の代金につき、延長日数に応じて3.0パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が定める率が改正された場合は、当該改正された後の率）の割合で計算して得た額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき理由により、第4条第1項の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、発注者は、未払金額につき、遅滞日数に応じて、前項に規定する率を乗じて計算した額の遅滞利息を受注者に支払うものとする。ただし、当該額が100円未満である場合はこの限りではない。

第12条（機密の保持）

- 1 受注者は、業務上知り得た発注者の機密を他に漏らし又は自己の利益のために使用し、若しくは不当な目的に使用しないものとする。また、この契約が満了し、失効し、又は解除された後も同様とする。

第13条（契約期間内の更改）

- 1 発注者及び受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約期間内でも契約を更改することができるものとする。
 - (1) 設備容量が変更された場合
 - (2) 受電電圧が変更された場合
 - (3) 非常用発電装置の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類が変更された場合
 - (4) 常用発電所の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類が変更された場合
 - (5) 配電線路の巨長、電源供給器数又は配電線路電圧が変更された場合
 - (6) 発注者が保安規程を変更する場合
 - (7) 施設が統廃合された場合

第14条（契約の解除等）

- 1 次のいずれかに該当する場合は、相互に契約を解除することができる。
 - (1) 発注者又は受注者のいずれかが、本契約に基づく義務に違反した場合
 - (2) 発注者が委託料の支払いを遅滞した場合
 - (3) 受注者がこの契約に関し次のいずれかに該当する場合
 - ア 公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第64条第1項の競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。
 - イ 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第49条の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。
 - ウ 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第62条第1項の納付命令をし、その命令が確定したとき。
 - エ 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。
 - (4) 受注者が次のいずれかに該当する場合

- ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
 - ク 受注者が、契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- 2 前項のほか、発注者受注者いずれかの都合により契約を解除しようとする場合は、3箇月前迄にその旨文書により通知し、発注者受注者相互が合意したうえで解除できるものとする。
- 3 契約書第1条に掲げる自家用電気工作物が、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は効力を失うものとする。
- (1) 廃止された場合
 - (2) 外部委託先承認申請の承認を取り消された場合
 - (3) 一般用電気工作物となった場合
 - (4) 受電電圧が7,000ボルトをこえた場合
 - (5) 発電所（水力発電所、火力発電所、太陽電池発電所及び風力発電所に限る。）の出力が2,000キロワット以上となった場合
 - (6) 発電所（前号に掲げるものを除く。）の出力が1,000キロワット以上となった場合
 - (7) 構外にわたる配電線路の電圧が600ボルトをこえた場合
 - (8) 電気事業法施行規則第48条第1項各号に掲げる場所となった場合
- 4 受注者の責めに帰する理由により、この契約を解除したときは、契約保証金は発注者に帰属する。

第15条（談合等に係る違約金）

- 1 受注者は、この契約に関して、前条第1項第2号に該当し、契約を解除した場合、委託料の総額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同号アからウまでに該当する場合において、当該命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に該当する行為である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。

第16条（予算の減額等による契約の変更等）

- 1 発注者は、この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、受注者にこの契約の変更を申し出、又はこの契約を解除することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けたときは、商習慣上相当と認められる範囲内において、発注者に損害の賠償を請求することができる。

3 前項の損害の賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

第17条（契約保証金）

1 受注者は、契約保証金として、金 円をこの契約と同時に発注者に支払うものとする。

（契約保証金を免除するとき）

契約保証金は、奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第23条第2項第3号に該当するものとして免除とする。

第18条（履行期間）

1 この契約の履行期間は、令和8年7月1日から令和10年5月31日までとする。（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

第19条（管轄裁判所）

1 この契約について訴訟等の生じたときは、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第20条（契約事項等の解釈）

1 契約事項の解釈について疑義を生じた場合、又は契約に定めのない事項については、発注者と受注者は誠意をもって協議するものとする。

以上契約の証として、この契約書を2通作成し、発注者、受注者が各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

委託者（発注者）

住 所 奈良市二条大路南一丁目1番1号

氏 名 奈良市

奈良市長 仲川 元庸

受託者（受注者）

住 所

氏 名